

運輸安全マネジメントの取り組み

わが社の事故防止のための安全方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「経営・現場間の十分な意思疎通とコミュニケーションで情報を共有」
- ・「安全文化風土を構築し、全社的に安全マネジメントを推進」

社内への通知方法

- ・社内に安全方針を掲示します。 ・危険予知トレーニングを実施します。
- ・点呼時に周知していきます。 ・事故ゼロ日数ボードを設置し、無事故達成日数公表

安全方針に基づく目標(平成29年度)

- ・交通事故を年間5件以内とし、構内事故を10件以内とする。
- ・労災事故を年間6件以内とし、休業災害を3件以内とする。
- ・追突事故、人身事故をゼロとする。
- ・重大事故をゼロとし、今年度中にGマークを再取得する。

目標達成のための計画(平成29年度)

- ・月1回の安全衛生委員会及び週1回の安全教育(KYT)の実施
- ・年4回の事故ゼロ運動の実施、事故ゼロ掲示板での無事故達成日数の公表
- ・社内遵守事項(輪留め、発進時の降車しての目視確認)の徹底
- ・全従業員への事故報告の周知徹底、事故惹起者への適性診断の実施

安全統括管理者

- ・業務本部長 鈴木 克洋
- 要員の責任と権限
- ・運輸安全管理規程の制定施行(26.4.1)
- ・責任と権限の明確化

情報伝達及びコミュニケーションの確保

- ・班長会議、安全衛生委員会での乗務員への意見聴衆の実施
- ・KYT等乗務員教育の場での安全に関する意見聴衆の実施
- ・事故惹起者への4者面談の実施(3日以内)、社員への事故内容の開示、原因対策の周知徹底

事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

- ・各課課長は乗務員に月1回ヒヤリハット報告を提出させる。
- ・各課課長は過去に例がないものや危険だと感じたものに関して、その内容をリスクアセスメント表に落とし込み掲示する。
- 乗務員には同様なヒヤリハット経験や事故の内容周知徹底させる
- 「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて」参照

重大な事故への対応

- ・緊急時の事故対応(組織図)
- ・重大事故が発生した際の対応手順を決め、年1回全社的な訓練を行い、その結果を次年度の訓練に反映する。

関係法令等の遵守の確保

- ・ルールを守って安全確保。 通達や業界団体からの情報を積極的に収集し、周知徹底。
- ・運行管理者に独立行政法人事故対策機構の一般講習を受講させる。
- ・国土交通大臣告示第1366号に沿った内容にて年間教育計画を策定し、教育を実施

安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

- ・経営会議の場において、年1回「安全マネジメントのコンセプト」教育を実施。
- ・安全管理体制の確認の為、四半期ごとの全体朝礼の実施
- ・全乗務員に対して危険予知トレーニングを実施。
- ・初任、適齢、一般、事故惹起者に対し適性診断を実施

内部監査

- ・安全管理体制の自己診断。
- ・毎年1回(毎年1月)、社長を含めて全社的に安全の取り組み内部チェックを実施。
- 「安全管理体制に係る内部監査の理解を深めるために」参照

マネジメントレビューと継続的改善

- ・年度末(2月の)経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行う。
- ・明らかになった課題だけでなく、将来考えられる課題に対しても、あらかじめ対応措置を講ずる。

「安全管理体制に係る『マネジメントレビューと継続的改善』の理解を深めるために」参照

文書の作成及び管理

- ・体系的にルールを文書化し管理することで属人化を回避し、安全管理体制の効率が高まります。
- ・作成した文書を教育、訓練に用いる予定です。

記録の作成及び維持

- ・体系的に取り組みの記録を整理し管理します。
- ・記録をチェックすることは安全管理体制が正しく機能しているか判ります。

